

詳細決定!!

市電に乗って「もいわ山」へ行こう♪

リニューアルオープンしたもいわ山を応援するイベント「もいわ わいわいフェスト」を2月25日(土)、26日(日)に開催します(参加費は無料)。



	イベント名	日 時	対 象	定 員
A	体験&バックヤードツアー (もいわ山麓駅～山頂駅の 往復乗車券付き)	2月25日(土)①午前11時30分～、②午後3時～ 2月26日(日)③午前11時30分～、④午後3時～ ※所要時間は約1時間30分。	区内在住の 小学生	各回15人、 計60人
	【内容】 普段入ることのできない「もいわ山ロープウェイ」施設の裏側を巡るバックヤードツアー。運転士やキャビンメイトの制服を着たり、業務を体験したりすることもできます。			
B	プラネタリウム ペアご招待 (もいわ山麓駅～山頂駅の 往復乗車券付き)	2月25日(土)①午後2時5分～、②午後5時10分～ 2月26日(日)③午後2時5分～ ※所要時間は約30分。	区内在住の 小学生とその 保護者	各回15組30 人、計90人
	【内容】 もいわ山山頂の「スターホール」内のプラネタリウムにご招待します。			

※各回30分前に、もいわ山麓駅4階乗降ロビー集合。イベント終了後は、もいわ山頂駅で解散。

◆申込 ABともに、2月1日(水)～15日(水)の午前8時～午後9時に市コールセンターへ電話(☎222-4894)か、ア郵便番号・住所、イ氏名・フリガナ、ウ年齢、エ学校、オ保護者氏名、カ電話番号、キ希望イベント・実施日時(どちらも重複申込不可)を記入の上、ファクス(☎221-4894)、Eメール(✉info4894@city.sapporo.jp)で(Aは、グループ申し込み2人まで)。多数時抽選。結果は郵送で当選者にのみお知らせします。

初音ミクイベント

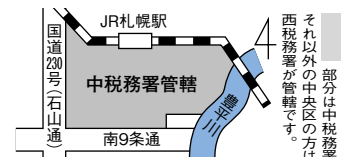
もいわ山中腹施設「フォレストギャラリー」において、初音ミクや雪ミクのフィギュア展示、もいわ山キャラクター「もーりす」と雪ミクのコラボグッズも登場予定です。

(詳細) 地域振興課まちづくり調整担当 ☎231-2400(内線471・219)

税の申告が始まります ～お早めどうぞ～

所得税と住民税の申告は、3月15日(木)までです。申告の際は、源泉徴収票や社会保険料・生命保険料、医療費の証明書(領収書)など、申告に必要な書類を忘れずにお持ちください。

確定申告書は「前年の申告書控え」や「確定申告の手引き」などを参考にご自分で作成し、お早めに提出するようお願いします。

区分	住民税の申告(市・道民税) ※所得税申告済みの方は不要。	区分	所得税の還付申告(給与所得者・年金受給者)	所得税の確定申告
会場	中央市税事務所 (北2東4 サッポロファクトリー2条館4階)	会場	札幌広域還付申告センター (北1西13 札幌市教育文化会館)	札幌中税務署 (大通西10 札幌第二合同庁舎) 札幌西税務署 (西区発寒4-1)
期間および時間	3月1日(木)～15日(木) 午前8時45分～ 午後5時15分 ※土・日曜日は休みです。 ※上記期間以前でも住民税申告の受け付けを行います。	期間および時間	1月26日(木)～2月29日(水) 午前9時30分～午後4時 ※各会場とも土・日・祝日は休みです。 なお、札幌市教育文化会館は2月13日・27日(月)が休館日です。また、札幌西税務署では2月19日・26日(日)にも確定申告の受け付けを行います(札幌中税務署は開庁していません)。	2月16日(木)～3月15日(木) 午前9時～午後5時
詳細	中央市税事務所 市民税課市民税係 ☎211-3914	詳細	札幌中税務署 ☎231-9311 札幌西税務署 ☎666-5111 ※自動音声案内にしたがってお問い合わせください。	

※ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。

※税務署から「確定申告のお知らせ」(はがきまたは封書)が届いている方は、そちらもお持ちください。

※国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」を利用すると確定申告書が簡単に作成できます。自動で検算もでき、計算誤りも防止できますので、ぜひご利用ください。さらに「e-Tax」を使うと、作成した申告書データを送信することができます。詳しくは国税庁ホームページを参照してください。

●公的年金等を受給されている方へ(平成23年度税制改正のお知らせ)

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

◆この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

◆公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要です。住民税に関することは市税事務所までお問い合わせください。

止まっている車が、思わぬ事故や人命に関わる障害の原因となります。路上駐車はやめましょう。